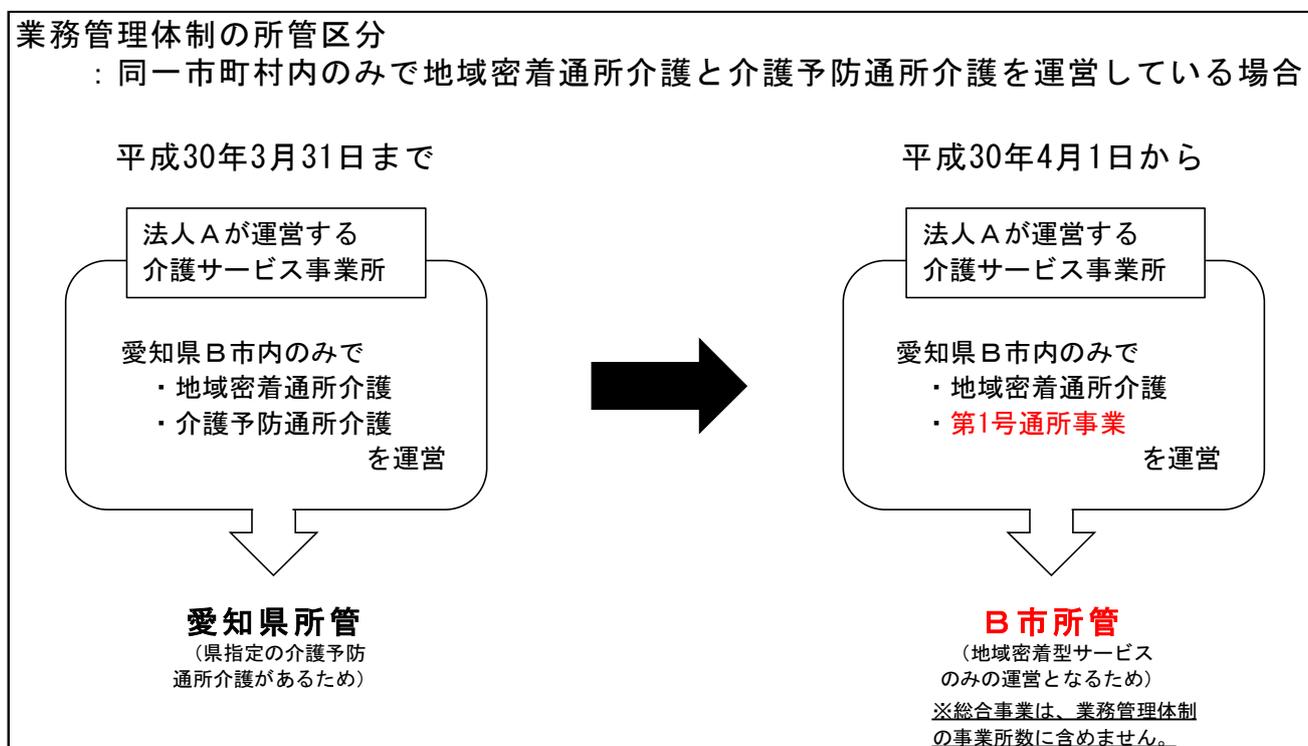


平成 30 年度以降の業務管理体制の所管について

以下の事由に該当する場合、法人の業務管理体制の所管が愛知県から各市町村となります。



上記に該当する場合は、変更後遅滞なく、業務管理体制の区分の変更届（愛知県様式は「様式第12」）及び事業所一覧表を変更前・変更後双方の行政機関に届け出てください。

愛知県への届出先：

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

愛知県健康福祉部高齢福祉課介護保険指定・指導グループ

愛知県の様式、記入要領及び記入例については、愛知県健康福祉部高齢福祉課介護保険指定・指導グループのホームページをご参照ください。

(<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/gyoumukannritaisei/gyoumukannritaisei.html>)